

○新見市建築基準法等に関する施行規則

平成19年2月5日

規則第2号

改正 平成19年6月20日規則第41号

平成20年3月13日規則第10号

平成21年1月28日規則第2号

平成29年2月22日規則第5号

平成30年3月27日規則第7号

平成31年4月1日規則第13号

令和元年8月1日規則第9号

令和2年6月10日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び新見市建築基準法施行条例（平成18年新見市条例第83号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(法人等の申請又は届出)

第2条 法、政令、省令、条例又はこの規則により申請又は届出をしようとする者（次項において「申請者等」という。）が法人である場合においては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

2 代理者が、申請者等に代わって、法、政令、省令、条例又はこの規則により申請又は届出をしようとするときは、当該申請書又は届出書に当該申請者等の委任状（当該代理者に委任することを証する書類をいう。）又はその写しを添えなければならない。

(確認申請書の添付図書等)

第3条 次の各号に掲げる場合における法第6条第1項の規定による確認の申請書には、それぞれ当該各号に定める図書又は書面を添えなければならない。

(1) 法の規定に基づく許可若しくは認定又は条例の規定に基づく認定を受けた建築物を建築する場合 当該許可又は認定の通知書の写し並びに申請書に添えた配置図及び各階平面図の写し

(2) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供し、又はこれらの用途を伴う建築物を建築する場合 危険物の数量表兼工場・事業調書（様式第1号）

(3) 田園住居地域内において法別表第2（ち）項第2号から第5号までに掲げる建築物を建築する場合 農産物事業調書（様式第1号の2）

(4) 政令第137条の2から第137条の12まで又は第137条の16（第2号に限る。）に規定する範囲内において既存の建築物（法第86条の7第2項に規定する場合においては、同項の当該増築等をする独立部分に限る。）を増築し、改築し、移転し、又は大規模の修繕若しくは模様替をする場合 既存不適格調書（様式第2号）

(5) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含

む。)の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途を変更する場合 不適格特殊建築物調書(様式第2号の2)

(6) 条例の規定が適用される建築物を建築する場合 当該条例の規定に適合するものであることを証する書面

第4条 削除

(名義変更等)

第5条 建築主は、法第6条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)又は法第6条の2第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)の規定により確認を受けた建築物又は建築設備若しくは工作物について、当該工事を完了する前に次の各号のいずれかに該当する変更等があったときは、名義変更等届(様式第4号)を建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

- (1) 建築主の変更
- (2) 建築主の住所又は氏名の変更
- (3) 工事監理者の住所又は氏名の変更
- (4) 工事監理者の決定又は変更
- (5) 工事施工者の決定又は変更
- (6) 敷地の地名、地番の変更

2 工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士である場合にあっては、前項第4号の決定又は変更に係る同項の名義変更等届には、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の写しを添えなければならない。

3 指定確認検査機関は、第1項の名義変更等届の提出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(取りやめ届等)

第6条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)又は法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)の規定による確認を受けた者は、当該確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、遅滞なく工事取りやめ届(様式第5号)に確認済証を添えて建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

2 指定確認検査機関は、前項の工事取りやめ届の提出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

3 法、政令、省令、条例又はこの規則により申請をした者は、当該申請に係る確認、許可等の処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは、申請取下書(様式第6号)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

(申請手数料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、新見市建築確認事務等手数料

条例（平成１９年新見市条例第１６号）に基づき徴収することとされている法に基づく申請に対する審査に係る手数料（以下この条において「申請手数料」という。）を免除することができる。

- (１) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された地域内においてその災害により滅失し、又は損壊した建築物（以下この項及び第４項において「滅失等建築物」という。）と同一の用途に供する建築物を新築し、又は増築する場合
 - (２) 滅失等建築物の全部又は一部を改築する場合
 - (３) 滅失等建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
 - (４) 第１号に掲げる場合において、新築し、又は増築する建築物又はその敷地内に建築設備を設置し、又は工作物を築造するとき
 - (５) 第２号に掲げる場合において、改築する建築物又はその敷地内に建築設備を設置し、又は工作物を築造するとき
 - (６) 第３号に掲げる場合において、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物又はその敷地内に建築設備を設置し、又は工作物を築造するとき
 - (７) 災害救助法が適用された地域内においてその災害により滅失し、又は損壊した建築設備（第４項において「滅失等建築設備」という。）と同一の種類の建築設備を設置する場合
 - (８) 災害救助法が適用された地域内においてその災害により滅失し、又は損壊した工作物と同一の種類の工作物（第４項において「滅失等工作物」という。）を築造する場合
- ２ 市長は、前項各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要と認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、申請手数料を減額し、又は免除することができる。
- ３ 前２項の規定により申請手数料の減額又は免除を受けようとする者は、当該減額又は免除を受けようとする原因となる事実が生じた日から６月以内に手数料減免申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。ただし、第１項の規定による申請手数料の免除を受けた者が、同項の規定により当該免除を受けた申請手数料以外の申請手数料の免除を受けようとするとき又は市長が公益上特に必要があり、若しくは災害その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- ４ 前項の規定により手数料減免申請書を提出する者は、当該申請書を提出する際に、地方公共団体の発行する罹（り）災証明書その他の必要な証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請手数料の減額又は免除を受けた者が滅失等建築物、滅失等建築設備又は滅失等工作物について当該減額又は免除を受けた申請手数料以外の申請手数料の減額又は免除を受けようとするときは、当該証明書を添えることを要しない。
- （特定建築物の定期調査報告）

第８条 法第１２条第１項の規定により市長が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (１) 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートルを超えるもの
- (２) 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合

計が 6 0 0 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの

(3) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 6 0 0 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの

(4) 百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、待合又は物品販売業を営む店舗（床面積が 1 0 平方メートル以内のものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超えるもの

(5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、飲食店、公衆浴場（個室付浴場業に限る。）又は料理店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の階にその用途に供する部分を有するもの（3 階以上における当該部分の床面積の合計が 1 0 0 平方メートル以下のものを除く。）

2 法第 1 2 条第 1 項の規定による報告の提出部数は、正本及び副本の計 2 部とし、省令第 5 条第 4 項の規定により定める書類は、次の表に掲げる書類とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、位置、構造（耐火建築物又は準耐火建築物の別を含む。）及び報告に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び調査において指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む。）並びに省令第 5 条第 3 項に規定する報告書及び定期調査報告概要書に添えた写真を撮影した位置

3 省令第 5 条第 1 項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

(1) 政令第 1 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物並びに同項第 3 号（法別表第 1（い）欄（2）項に掲げる用途に係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる建築物（旅館又はホテルの用途に供するものに限る。） 平成 3 0 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

(2) 政令第 1 6 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物（旅館又はホテルの用途に供するものを除く。） 平成 3 0 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

(3) 政令第 1 6 条第 1 項第 3 号（法別表第 1（い）欄（4）項に掲げる用途に係る部分に限る。）及び第 4 号に掲げる建築物 平成 3 0 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

(4) 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物 平成 1 9 年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間内で、かつ、前回報告した日から 3 年を超えない日まで

(5) 第 1 項第 3 号に掲げる建築物 平成 1 9 年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間内で、かつ、前回報告した日から 3 年を超えない日まで

(6) 第1項第4号及び第5号に掲げる建築物 平成19年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで

(特定建築設備等及び工作物の定期検査報告)

第9条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、前条第1項各号に掲げる建築物に設ける、随時閉鎖し、又は作動することができる防火設備（防火ダンパーを除く。）とする。

2 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日まで（防火設備については、毎年4月1日から12月31日まで）とし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日とする。

(工事監理状況等の報告)

第10条 工事監理者は、法第12条第5項の規定により市長、建築主事又は建築監視員（以下この条において「建築主事等」という。）から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、工事監理状況報告書（様式第8号）1部を提出しなければならない。

2 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者は、法第12条第5項の規定により建築主事等から建築物に関する工事の施工状況に関して報告を求められたときは、施工状況報告書の正本1部及び副本2部の計3部を提出しなければならない。

3 前項に規定する施工状況報告書の様式は、市長が別に定める。

(道路の位置の指定申請書等)

第11条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（以下この条において「道路の位置の指定」という。）又はその変更若しくは廃止を申請しようとする者は、道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）申請書（様式第9号その（1））に道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）区域内の権利者及び管理者の一覧（様式第10号）、権利者の承諾書（様式第11号の1）及び管理者の承諾書（様式第11号の2）その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の権利者の承諾書及び管理者の承諾書には、道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止につき承諾した者の印鑑登録証明書を添えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請に対し道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止の決定をしたときは、道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）通知書（様式第9号その（2））を当該申請者に交付するものとする。

(許可申請の添付図書等)

第12条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までのただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項各号、法第56条の

2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定による許可を申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出するものとする。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物（1／2，500の都市計画図）
配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、延べ面積、位置及び構造並びに出入り口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地の周囲の通路その他の空地の配置（通路にあっては、位置及び幅員）並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒及び建築物の高さ

(2) 法第56条の2第1項ただし書、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあっては、次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線から5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間若しくは水平面に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

(3) 法第48条第1項から第14項までのただし書の規定による許可を申請しようとする者にあっては、危険物の数量表兼工場・事業調書（様式第1号）及び農産物事業調書（様式第1号の2）

(4) 法第55条第3項各号、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項

の規定による許可を申請しようとする者にあつては、追加調書（様式第 12 号）

（５） その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

２ 法第 53 条第 4 項又は第 5 項の規定による許可を申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

（１） 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物（1／2，500 の都市計画図）
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、壁面線又は法第 53 条第 4 項又は第 5 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この表において「壁面線等」という。）の位置及び建築物と壁面線等との距離、敷地内における建築物の位置、用途、構造及び階数、門又は塀の位置、高さ及び材料、敷地に接する道路の位置及び幅員又は敷地周囲の通路及び空地の配置並びに緑地の配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積、主要部分の寸法並びにひさしの出及び幅
二面以上の立面図	縮尺、建築物の高さ、開口部の位置及び寸法、外壁、軒裏及びひさしの構造及び仕上げの材料、壁面線等の位置並びに建築物と壁面線等との距離
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒及び建築物の高さ並びに内壁及び天井の仕上げの材料

（２） 許可を受けようとする建築物の敷地の公図又は地籍図の写し

（３） 許可を受けようとする建築物の敷地の登記事項証明書

（４） その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

３ 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項から第 13 項までのただし書、法第 51 条ただし書又は法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項中法第 48 条第 1 項から第 14 項までのただし書若しくは法第 51 条ただし書に関する部分の規定による許可を申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

（１） 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物（1／2，500 の都市計画図）
配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、敷地境界線、敷地内の製造施設、貯蔵施設及び遊戯施設等の用途、位置及び構造、建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、敷地の周囲の通路その他の空地の配置（通路にあつては、位置及び幅員）並びに敷地に接する道路の位置及び幅員

主要平面図	縮尺、方位及び主要部分の構造
主要立面図	縮尺及び主要な寸法
主要断面図	縮尺、主要な寸法及び高さ

(2) その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

(認定申請等)

第13条 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物（1／2，500の都市計画図）
配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、延べ面積、位置及び構造並びに出入り口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地の周囲の通路その他の空地の配置（通路にあっては、位置及び幅員）並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒及び建築物の高さ

(2) 法第43条第2項第1号の規定による認定を申請しようとする者（当該認定に係る道が省令第10条の3第1項第2号に掲げる基準に適合する場合において申請しようとする者に限る。）にあっては、敷地等と道路との関係における特例認定に係る道に関する権利者及び管理者の一覧（様式第23号）、権利者の承諾書（様式第24号の1）及び管理者の承諾書（様式第24号の2）

(3) 法第68条の5の5第2項の規定による認定を申請しようとする者にあっては、次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線から5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」と

	いう。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から１時間ごとに午後４時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間若しくは水平面に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線
--	--

(４) 法第４３条第２項第１号、法第４４条第１項第３号、法第５５条第２項、法第５７条第１項、法第６８条第５項、法第６８条の３第１項から第３項まで若しくは第７項、法第６８条の４、法第６８条の５の２、法第６８条の５の５第１項若しくは第２項、法第６８条の５の６又は政令第１３１条の２第２項若しくは第３項の規定による認定を申請しようとする者にあつては、追加調書（様式第１２号）

(５) 政令第１３１条の２第２項又は第３項の規定による認定を申請しようとする者にあつては、計画道路又は予定道路と敷地と周辺土地と建築物の高さとの関係を示した図面

(６) 政令第１３７条の１６第２号の規定による認定を申請しようとする者にあつては、既存不適格調書（様式第２号）

(７) その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

２ 法第８６条の８第１項の規定による認定を申請しようとする者は、当該全体計画が法第６条の３第１項に規定する確認審査を要するものであるときは、省令第１０条の２３第１項から第５項までに規定する図書及び書類のほか適合判定通知書又はその写しを添えて、市長に提出するものとする。

３ 条例第２条第２項ただし書又は条例第３条第２項第３号の規定による認定を申請しようとする者は、認定申請書（様式第１３号その（１））の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

(１) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及びし尿浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
敷地等断面図	縮尺、敷地境界線の位置、敷地内における建築物の位置、敷地の地盤面、敷地と道路及び隣接地との高低差並びに敷地内又は敷地の隣接地にがけがある場合にあつては、がけの高さ、勾配及び土質、擁壁の有無及び構造並びに敷地内の排水計画その他の災害防止措置の状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
二面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置

(２) その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

４ 条例第４条ただし書、条例第５条ただし書、条例第８条第１項ただし書、第２項ただ

し書、第3項ただし書、条例第9条第1項ただし書、第2項ただし書又は条例第11条第1項の規定による認定を申請しようとする者は、認定申請書（様式第14号その（1））の正本及び副本に、それぞれ、前項第1号に掲げる図書その他市長が特に必要と認めた図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

5 市長は、前2項の申請に対し認定をしたときは、それぞれ、認定通知書（様式第13号その（2））又は様式第14号その（2））を当該申請者に交付するものとする。

（許可事項等の変更）

第14条 前2条に規定する許可又は認定を受けた者は、当該許可又は認定を受けた事項を変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、当該許可又は認定の旨の通知書を添えて、前2条の規定に準じ改めて許可又は認定を申請しなければならない。

（建築協定認可申請等）

第15条 法第70条第1項、第74条第1項又は第76条の3第2項の認可を受けようとする者は、建築協定認可（変更認可）申請書（様式第15号その（1））に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 建築協定書（法第74条第1項の認可の申請の場合にあっては、変更建築協定書）

（2） 建築協定区域並びに協定区域内の地形及び地物を表示する図面

（3） その他市長が特に必要と認める図書

2 市長は、前項の申請に対し認可をしたときは、建築協定認可（変更認可）通知書（様式第15号その（2））を当該申請者に交付するものとする。

（建築協定の廃止認可申請）

第16条 法第76条第1項の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書（様式第16号その（1））に、その廃止についての同項の合意を証する書面その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し認可をしたときは、建築協定廃止認可通知書（様式第16号その（2））を当該申請者に交付するものとする。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請の添付図書等）

第17条 法第86条第1項から第4項までの規定による認定又は許可を申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

（1） 対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧（様式第17号）

（2） 対象区域内の土地の登記事項証明書

（3） 対象区域内の土地の公図の写し

（4） 対象区域面積求積図

（5） その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

2 前項に掲げるもののほか、省令第10条の16第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書面（様式第18号）には、同意した者の印鑑登録証明書を添えるものとする。

3 法第86条の2第1項から第3項までの規定による認定又は許可を申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第10条の16第2項第1号及び第2号又は第3項第1号及び第2号に掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧（様式第17号）
- (2) 公告対象区域内の土地の登記事項証明書
- (3) 公告対象区域内の土地の公図の写し
- (4) 公告対象区域面積求積図
- (5) その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

4 省令第10条の16第2項第2号に規定する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面の様式は、様式第19号による。

5 省令第10条の16第3項第2号に規定する同意を得たことを証する書面（様式第18号）には、同意した者の印鑑登録証明書を添えるものとする。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消しの申請の添付図書等）

第18条 法第86条の5第2項又は第3項の規定による認定又は許可の取消しを申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 取消対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧（様式第17号）
- (2) 取消対象区域内の土地の登記事項証明書
- (3) 取消対象区域内の土地の公図の写し
- (4) 取消対象区域面積求積図
- (5) その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

2 前項に掲げるもののほか、省令第10条の21第1項第2号に規定する全員の合意を証する書面（様式第20号）には、合意した者の印鑑登録証明書を添えるものとする。

（法第22条の指定区域）

第19条 法第22条第1項の規定により指定する区域は、新見都市計画区域（準防火地域を除く。）とする。

（道路とみなす道）

第20条 法第42条第2項の規定により市長が指定する道は、幅員4メートル未満1.8メートル以上の道とする。

（白地区域の建築規制の指定）

第21条 法第52条第1項第7号、第2項第3号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び法別表第3（ニ）欄5の項の規定により、新見都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、前面道路幅員に応じて容積率を低減する係数、建蔽率及び建築物の各部分の高さの限度の数値を次の各号のとおり定め

る。

(1) 法第52条第1項第7号の規定により定める数値 10分の20

(2) 法第52条第2項第3号の規定により定める数値 10分の4

(3) 法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の6

(4) 法別表第3(に)欄5の項の規定により定める数値 1.5

(5) 法第56条第1項第2号ニの規定により定める数値 2.5

(住宅系建築物の容積率緩和)

第22条 法第52条第8項の規定により市長が住宅系建築物の容積率の緩和を適用するものとして指定する区域は、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

2 法第52条第8項の規定により市長が別に定めた数値は次のとおりとする。

$$V_r = V_c \times [1 + \{ [3 / (3 - R) - 1] \times 0.4 \}]$$

この式において V_r 、 V_c 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 法第52条第8項に規定する別に定めた数値

V_c 建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値

R 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合。ただし、住宅の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が4分の1未満の場合は0とする。

(かど地等の指定)

第23条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 街区のかどにある敷地(内角120度以内で交わるかど地をいう。)で当該かどを形成する道路(現に幅員がそれぞれ4メートル以上のものをいう。以下次号において同じ。)の幅員の合計が12メートル以上あり、かつ、当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの3分の1以上あるもの

(2) 2以上の道路に接する敷地(街区のかどにあるものを除く。)で道路の幅員の合計が12メートル以上あり、かつ、当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの3分の1以上あるもの

(3) 直接に、又は道路をへだてて、公園、広場、緑地、河川、沼沢又はこれらに類するものに接する敷地で前2号に準ずると認められるもの

(し尿浄化槽又は合併処理浄化槽の設置に係る区域の指定)

第24条 政令第32条第1項の規定により、市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、新見市の全域とする。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定められた事業計画において、法第6条第1項の確認の申請の日から2年以内に下水道法第2条第8号に規定する処理区域に予定されている区域は、除くものとする。

(垂直積雪量)

第25条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量の数値は、次の表の区域名欄の地域区分毎に建築場所の標高を同表の標高欄に当てはめることにより該当す

る同表の垂直積雪量欄の数値とする。

区域名	標高	垂直積雪量
新見、正田、唐松、石蟹、長屋、井倉、法曾、草間、足見、土橋、豊永佐伏、豊永赤馬、豊永宇山、金谷、哲多町矢戸、哲多町老栄、哲多町荻尾、哲多町成松、哲多町本郷、哲多町宮河内、哲多町花木	3 0 0メートル未満	0. 4メートル
	3 0 0メートル以上4 0 0メートル未満	0. 5メートル
	4 0 0メートル以上5 0 0メートル未満	0. 6メートル
	5 0 0メートル以上6 0 0メートル未満	0. 7メートル
	6 0 0メートル以上7 0 0メートル未満	0. 8メートル
	7 0 0メートル以上8 0 0メートル未満	0. 9メートル
高尾、馬塚、上熊谷、下熊谷、上市、西方、神郷下神代、哲多町蚊家、哲多町田淵、哲多町大野、哲西町大竹、哲西町畑木、哲西町八鳥、哲西町大野部、哲西町矢田、哲西町上神代	3 0 0メートル未満	0. 5メートル
	3 0 0メートル以上4 0 0メートル未満	0. 6メートル
	4 0 0メートル以上5 0 0メートル未満	0. 7メートル
	5 0 0メートル以上6 0 0メートル未満	0. 8メートル
	6 0 0メートル以上7 0 0メートル未満	0. 9メートル
	7 0 0メートル以上8 0 0メートル未満	1. 0メートル
大佐小阪部、大佐永富、大佐小南、大佐田治部、大佐布瀬	8 0 0メートル以上9 0 0メートル未満	1. 1メートル
	3 0 0メートル未満	0. 6メートル
	3 0 0メートル以上4 0 0メートル未満	0. 7メートル
	4 0 0メートル以上5 0 0メートル未満	0. 8メートル
	5 0 0メートル以上6 0 0メートル未満	0. 9メートル
	6 0 0メートル以上7 0 0メートル未満	1. 0メートル
	7 0 0メートル以上8 0 0メートル未満	1. 1メートル
	8 0 0メートル以上9 0 0メートル未満	1. 2メートル
菅生、坂本、足立、大佐上刑部、神郷油野、神郷高瀬、神郷釜村	9 0 0メートル以上1, 0 0 0メートル未満	1. 3メートル
	3 0 0メートル未満	0. 7メートル
	3 0 0メートル以上4 0 0メートル未満	0. 8メートル
	4 0 0メートル以上5 0 0メートル未満	0. 9メートル
	5 0 0メートル以上6 0 0メートル未満	1. 0メートル
	6 0 0メートル以上7 0 0メートル未満	1. 1メートル
	7 0 0メートル以上8 0 0メートル未満	1. 2メートル
	8 0 0メートル以上9 0 0メートル未満	1. 3メートル
	9 0 0メートル以上1, 0 0 0メートル未満	1. 4メートル
	1, 0 0 0メートル以上1, 1 0 0メートル未満	1. 5メートル
千屋、千屋実	1, 1 0 0メートル以上	1. 6メートル
	4 0 0メートル以上5 0 0メートル未満	1. 1メートル

	500メートル以上600メートル未満	1. 2メートル
	600メートル以上700メートル未満	1. 3メートル
	700メートル以上800メートル未満	1. 4メートル
	800メートル以上900メートル未満	1. 5メートル
	900メートル以上1,000メートル未満	1. 6メートル
	1,000メートル以上1,100メートル未満	1. 7メートル
	1,100メートル以上	1. 8メートル
千屋花見、千屋井原、大佐大井野	400メートル以上500メートル未満	1. 2メートル
	500メートル以上600メートル未満	1. 3メートル
	600メートル以上700メートル未満	1. 4メートル
	700メートル以上800メートル未満	1. 5メートル
	800メートル以上900メートル未満	1. 6メートル
	900メートル以上1,000メートル未満	1. 7メートル
	1,000メートル以上1,100メートル未満	1. 8メートル
	1,100メートル以上	1. 9メートル

(建築物の後退距離の算定の特例)

第26条 政令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、当該敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第145条第2項に定める建築物に接続する部分とする。

(道路面と敷地の地盤面とに著しく高低差のある場合)

第27条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より3メートル以上高く、かつ、土地の状況その他により安全上支障がない場合においては、その前面道路は、政令第135条の2第1項の規定にかかわらず敷地の地盤面から2メートル低い位置にあるものとする。

(敷地面積の規模の緩和)

第28条 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が同項の表(ろ)欄に掲げる数値によることが不適當であると認めて定める敷地面積の規模は、近隣商業地域又は商業地域にあっては、500平方メートルとする。

(中間検査申請書の添付図書)

第29条 省令第4条の8第1項第4号の規定により、市長が、中間検査申請書又は特定工程工事終了通知書に添えることが必要と認める書類は、特定工程の種類に応じて、次に掲げるものとする。

(1) 法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程 鉄筋コンクリート造建築物施工状況報告書

(2) 法第7条の3第1項第2号に規定する特定工程 鉄骨造建築物施工状況報告書

2 前項に掲げる書類の様式は、市長が別に定める。

(計画通知)

第30条 第3条、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第3項の規定は、法第18条第2項の規定による通知について準用する。

(仮使用承認申請)

第31条 法第7条の6第1項第1号の規定による仮使用の承認を申請しようとする者は、当該申請書の正本1部及び副本2部の計3部を市長又は建築主事に提出するものとする。

(確認審査等に関する指針の様式)

第32条 確認審査等に関する指針（平成19年6月20日国土交通省告示第835号）に掲げる追加説明書及び軽微な変更説明書は、建築主事に提出するときは次に定める様式によるものとする。

(1) 追加説明書 様式第21号

(2) 軽微な変更説明書 様式第22号

2 前項の図書の提出部数は、正本、副本の計2部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に岡山県建築基準法施行細則（昭和48年岡山県規則第66号）の規定により岡山県知事又は岡山県の機関に対してなされている申請その他の行為で、この規則の施行日以後において新見市長又は新見市の機関が管理し、及び執行することとなるものは、同日以後においては、新見市長又は新見市の機関に対してなされた申請その他の行為とみなし、この規則を適用する。

附 則（平成19年6月20日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月13日規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月28日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月22日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月1日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月10日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係、第 1 2 条関係）

危険物の数量表兼工場・事業調書

1 申請者住所						
2 申請者氏名						
3 設置場所						
4 工場名						
5 原材料名						
6 製品名						
工場関係	申請に係る 7 作業及び設備の概要					
			既存部分	申請部分	申請による減少	合計
	8 敷地面積			m ²	m ²	m ²
	9 建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²
	10	イ 作業所	m ²	m ²	m ²	m ²
		ロ 事務所	m ²	m ²	m ²	m ²
		ハ 倉庫	m ²	m ²	m ²	m ²
		ニ 厚生施設	m ²	m ²	m ²	m ²
		ホ その他	m ²	m ²	m ²	m ²
	ヘ 合計		m ²	m ²	m ²	m ²
11 原動機						
12 従業員数		人	人	人	人	
危険物関係	13 常時貯蔵する危険物		14 製造品又は他の事業を営む工場において処理する危険物			
	イ 品名	ロ 最大数値	イ 品名	ロ 最大停滞量		

様式第 1 号の 2（第 3 条関係、第 1 2 条関係）

農産物事業調書

申請者の住所					
申請者の氏名					
建築物及びその敷地の所在地					
用 途 ①					
用 途 ②					
用 途 ③					
		既存の部分	申請部分	申請による減少部分	合計
敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²
延 べ 面 積	用 途 ①	m ²	m ²	m ²	m ²
	用 途 ②	m ²	m ²	m ²	m ²
	用 途 ③	m ²	m ²	m ²	m ²
	合 計	m ²	m ²	m ²	m ²
原動機の出力		kW	kW	kW	kW
		生産地域（所在地等）	販売予定物品		取扱量（毎月の入荷量等）
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物					
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物以外の農産物					
参 考 事 項					
必要に応じて、次の事項等用途の確認に必要な情報について明示してください。 ※季節ごとに取り扱う農産物が変動する場合、何がどのように変動するか。 ※飲食店（令第 1 3 0 条の 9 の 4 第 2 号）の場合、提供する料理とそれぞれ活用する主たる材料。					

- （注） 1 新築の場合は、申請部分の欄にそれぞれの面積を記載してください。
- 2 原動機を使用する場合は、原動機の出力の欄にそれぞれの原動機の出力の合計の値を記載してください。
- 3 参考事項欄は、用途の確認に必要な情報について記載してください。

様式第2号(第3条、第13条関係)

既 存 不 適 格 調 書

棟番号< >

1 基本的事項

建 築 主						
敷 地 の 位 置						
調書を作成した者	資 格	()建築士	()登録	第	号	
	氏 名	印				
	建築士事務所名	()建築士事務所	()知事登録	第	号	
	所 在 地					
	電 話 番 号					
直 近 の 確 認 済 証 及 び 検 査 済 証	確 認 済 証	☐ 有 ・ ☐ 無	交付者			
		交付番号		年	月	日
	検 査 済 証	☐ 有 ・ ☐ 無	交付者			
		交付番号		年	月	日
増 改 築 等 の 履 歴						
既存部分の劣化状況						

2 既存不適格の概要(構造耐力関係規定)

☐ 適法 ☐ 既存不適格				
既 存 不 適 格 条 項	既 存 不 適 格 の 具 体 的 内 容			基 準 時
				年 月
				年 月
				年 月
緩和の適用条項				
☐ 政令第137条の2第1号イ(構造上一体)				
☐ 政令第137条の2第1号ロ(EXP. J等相互に応力を伝えない構造方法)				
☐ 政令第137条の2第2号(基準時の1/2以下)				
☐ 政令第137条の2第3号イ(基準時の1/20以下かつ50㎡以下)				
☐ EXP. J等相互に応力を伝えない構造方法 ☐ 構造上一体				
基準時(年 月)	基準時以降、今回申請ま	今回申請の増築等に係る	A/20	A/2
の床面積の合計：A	での間に増築等を行つた	部分の床面積の合計：C		
	部分の床面積の合計：B			
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

3 既存不適格の概要(集団規定)※敷地全体について記入してください。

☐ 適法		☐ 既存不適格				
既存不適格条項		既存不適格の具体的内容		基準時		
				年 月		
				年 月		
				年 月		
緩和の適用条項 (政令第137条の)						
		基準時：A 年 月	現在：B	申請による増減 ：C	合計：B+C=D	D/A
敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
延べ面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
棟数		棟	棟	棟	棟	
適合しない部分： a	作業場・自動車車庫等	m ²	m ²	m ²	m ²	
	危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	m ²	m ²	m ²	m ²	
	その他の用途()	m ²	m ²	m ²	m ²	
適合する部分：b		m ²	m ²	m ²	m ²	
合計：a + b		m ²	m ²	m ²	m ²	
原動機の出力量		kw	kw	kw	kw	
機械の台数		台	台	台	台	
容器等の容量		リットル	リットル	リットル	リットル	
その他()						

4 既存不適格の概要(その他の規定)

☐ 適法		☐ 既存不適格			
既存不適格条項		既存不適格の具体的内容		基準時	
				年 月	
緩和の適用条項 (政令第137条の)					
基準時(年 月) の床面積の合計：A	基準時以降、今回申請までの間に増築等を行った部分の床面積の合計：B	今回申請の増築等に係る部分の床面積の合計：C	合計：B+C=D	D/A	
m ²	m ²	m ²	m ²		

(注意)

- 2 既存不適格の概要(構造耐力関係規定)及び4 既存不適格の概要(その他の規定)で、緩和の適用を受ける建築物が複数棟ある場合は、この調書を棟ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。
- 添付図書
 - 次に掲げる事項を明示した既存建築物の平面図及び配置図
 - 基準時の状況
 - 既存不適格となっている建築物の部分
 - 増改築等の履歴がある場合は、当該増改築等の対象となつた部分
 - ※ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に該当する建築物で木造のものに係る申請にあつては、上記の明示すべき事項が申請書に添付する平面図及び配置図に明示されていれば、この調書への添付は不要です。
 - 新築又は増改築等の時期を示す書類

検査済証。ただし、検査済証がない場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明(建築確認を行った機関が交付したもの)に加えて、工事の実施を特定できる書類(工事契約書、登記事項証明書等)。
 - 建築基準法第86条の7に規定する緩和を受けるための建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)で定める条件を満たしていることを証明する図書

様式第2号の2（第3条関係）

不適格特殊建築物調書

※台帳番号	第 号	※調書番号	第 号	用途地域		その他の 地域・地区	
建築物の用途		設置年月日	年 月 日	適合しなかった日		年 月 日	
敷地の位置				適合しない 条 項			
建築物の名称及び 代表者氏名							
(A) 敷地面積				m ²	処理能力		
基本棟数	建築面積				m ²	設備の台数等	
	床面積の合計				m ²		
	棟数						
	(B) 本申請までの増減	(C) 本申請	(D) 合計 (B)+(C)	(D)÷(A)	工事種別	(備考)	
床面積の合計							
処理能力							
設備の台数等							

〔注意〕 (1) ※欄は申請者において記載しないでください。
(2) 本調書には、配置図及び平面図を添付してください。

1 物件名称													
2 申請敷地の地名地番													
3 工事種別													
4 建築物の用途		・卸売市場 ・火葬場 ・と畜場 ・汚物処理場 ・ごみ焼却場 ・ごみ処理施設() ・産業廃棄物処理施設()											
		基準時：A (年 月)		51条許可時：B (年 月)		現在：C		申請による増減：D		合計：C+D=E		E/A	E/B
5 延べ 面積の 合計	対象用途部分		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		
	その他		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		
	計		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		
6 処理能力	① 汚物処理場、 ごみ焼却場、そ 他のごみ処理 施設		人		人		人		人		人		
	② 汚泥脱水施設		m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
	③ 汚泥乾燥施設		m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
	④ 汚泥の天日乾 燥施設		m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
	⑤ 汚泥焼却施設		m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
	⑥ 廃油の油水分 離施設		m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
	⑦ 廃油焼却施設		m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
	⑧ 廃酸、廃アル カリの中和施設		m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
	⑨ 廃プラスチック の破碎施設		t		t		t		t		t		
	⑩ 廃プラスチック の焼却施設		t		t		t		t		t		
	⑪ 木くず又はが れき類の破碎施 設		t		t		t		t		t		
	⑫ 汚泥のコンク リート固形化施 設		m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
	⑬ 水銀含有汚泥 のばい焼施設		m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
	⑭ シアン化合物 の分解施設		m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
	⑮ 廃PCB等の焼却 施設		t		t		t		t		t		
	⑯ PCB汚染物の分 解施設		t		t		t		t		t		
	⑰ PCB汚染物の洗 浄又は分離施設		t		t		t		t		t		
	⑱ 焼却施設(⑤⑦ ⑩⑮以外)		t		t		t		t		t		
7 備考													

(注意)

- 1 基準時Aには初めて法第51条の規定の適用を受けるに至った日を、51条許可時Bは法第51条ただし書の規定による許可を受けた日を記入してください。
- 2 法第51条許可時に政令第130条の2の3第2項に規定する規模を定めた場合はその内容を備考欄に記入してください。

様式第4号(第5条関係)

名 義 変 更 等 届

年 月 日 第 号で確認された(建築物・建築設備・工作物)に係る (建築主・工事監理者・工事施工者・敷地)の を次のとおり(決定・変更)したので、新見市建築基準法等に関する施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。			
年 月 日			
建築主事 様		届出人 住 所 氏 名 ㊟	
1 建 築 主 住 所 、 氏 名	変更前		
	変更後		
2 工 事 監 理 者 住 所 、 氏 名	変更前		
	変更後		
3 工 事 監 理 者 (決 定 又 は 変 更 に よ り 新 た に 定 め た 者)	【イ 資格】()建築士()登録第 号 【ロ 氏名】 【ハ 建築士事務所名】()建築士事務所 ()知事登録第 号 () 【ニ 郵便番号】 【ホ 所在地】 【ヘ 電話番号】		
4 工 事 施 工 者 (決 定 又 は 変 更 に よ り 新 た に 定 め た 者)	【イ 氏名】 【ロ 営業所名】 建設業の許可()第 号 () 【ハ 郵便番号】 【ニ 所在地】 【ホ 電話番号】		
5 敷 地 の 地 名 、 地 番	変更前		
	変更後		
6 変 更 の 理 由			
※受付欄		※処理欄	

(注意)※印欄は、記入しないで下さい。

様式第5号(第6条関係)

工 事 取 り や め 届

年 月 日 第 号で確認された(建築物・建築設備・工作物)の工事を 取りやめたので、新見市建築基準法等に関する施行規則第6条第1項の規定により届け 出ます。 年 月 日 建築主事 様 建築主 住 所 氏 名 印			
1 建 築 物 の 主 要 用 途			
2 敷 地 の 地 名 、 地 番			
3 取 り や め た 理 由			
4 取 り や め た 部 分			
※受付欄		※処理欄	

(注意)※印欄は、記入しないで下さい。

様式第6号(第6条関係)

申 請 取 下 書

年 月 日付けで申請しました について、申請を 取り下げますので新見市建築基準法等に関する施行規則第6条第3項の規定により届け 出ます。 年 月 日 新見市長 様 (建築主事 様) 申請者 住 所 氏 名 印			
1 建 築 物 の 主 要 用 途			
2 敷 地 の 地 名 、 地 番			
3 取 り 下 げ る 理 由			
※受付欄		※処理欄	

(注意)※印欄は、記入しないで下さい。

様式第 7 号（第 7 条関係）

手数料減免申請書

新見市建築基準法等に関する施行規則（平成 1 9 年規則第 2 号）第 7 条の規定による減免を受けたいので申請します。			
年 月 日			
新見市長		様	
申請者 住 所		氏 名	
		印	
1 建築主住所氏名	電話（ ） ー		
2 代理者住所氏名	電話（ ） ー		
3 敷地の位置			
4 申請の理由			
5 建築物の床面積	m ²	6 減額・免除額	円
※ 減額・免除履歴	確認申請手数料	減額・免除年月日 減額・免除番号	年 月 日 第 号
	中間検査申請手数料	減額・免除年月日 減額・免除番号	年 月 日 第 号
	完了検査申請手数料	減額・免除年月日 減額・免除番号	年 月 日 第 号
	許可申請手数料	減額・免除年月日 減額・免除番号	年 月 日 第 号
	認定申請手数料	減額・免除年月日 減額・免除番号	年 月 日 第 号
	承認申請手数料	減額・免除年月日 減額・免除番号	年 月 日 第 号
	認定の取消し 申請手数料	減額・免除年月日 減額・免除番号	年 月 日 第 号
※ 受付欄			※ 特記
	係員氏名		

(注) ※印欄は，記入しないでください。

様式第8号(第10条関係)

工 事 監 理 状 況 報 告 書

年 月 日

様

工事監理者等 住 所
氏 名
()級建築士登録(知事・大臣)第 号
()級建築士事務所()知事登録第 号
TEL() — FAX() —

次のとおり工事の監理状況を報告します。

確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 番 号	第 号	
建 築 場 所			床 面 積	
建 築 主 住 所 氏 名 TEL () —			階	m ²
			階	m ²
建 築 物 の 用 途 名 称			階	m ²
			階	m ²
工 事 種 別		構 造 種 別		階 m ²
施 工 者 住 所 氏 名 TEL () —			階	m ²
			階	m ²
設 計 者 住 所 氏 名 TEL () —			階	m ²
			合 計	m ²
監 理 状 況	項 目	報 告 内 容		備 考
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄		

注 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式第9号その(1)(第11条関係)

道路の位置の指定(指定変更・指定廃止)申請書

建築基準法第42条第1項第5号による道路の位置の指定(指定の変更・指定の廃止)を受けたいので建築基準法施行規則第9条の規定により申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。									
新見市長 様									
申請者 住所氏名									
年 月 日									
電話() —									
電話() —									
電話() —									
4 申請道路	ア 申請時地名地番								
	※ 指定時地名地番								
	イ 申請時幅員(道路敷幅員)		m	m	m				
	※ 指定時幅員(道路敷幅員)		m	m	m	エ 総延長		5 用途地域その他	
	ウ 申請時延長		m	m	m	m			
	※ 指定時延長		m	m	m	m			
6 申請道路が接する道路の状況	ア 道路の種別		・国道 ・県道 ・市道 ・私道 ・法第42条第1項第 号 ・法第42条第2項				イ 幅員		m
7 道路築造の予定年月日	着工予定日 年 月 日		完了予定日 年 月 日		8 道路を含む関係土地の面積		m ²		
9 変更・廃止しようとする道路の位置の指定番号及び年月日			第 号		年 月 日				
10 変更・廃止の理由									
※備考									
※受付欄			※築造承認欄		※指定(変更・廃止)欄		※公告欄		
			第 号 年 月 日		第 号 年 月 日		年 月 日		

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 申請者は、当該道路を築造しようとする者(廃止の場合は、当該道路の土地の所有者)に限ります。ただし、築造しようとする者が2人以上のときは、その代表者を定め申請してください。
3 地名、地番は道路の敷地となる土地の公称(土地の登記簿による。)地名、地番をいい、地番が2以上のときはすべての地番を記入してください。
4 6のアの欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第9号その(2)(第11条関係)

道路の位置の指定(指定変更・指定廃止)通知書

指定(変更・廃止) 第 号 指定(変更・廃止) 年 月 日									
申請者 住所 氏名 様 新見市長 印									
年 月 日付けの道路の位置の指定(指定の変更・指定の廃止)申請については、建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定(指定の変更・指定の廃止)したので通知します。									
1 築造主住所氏名		電話							
2 申請代理者住所氏名		電話							
3 工事施工者住所氏名		電話							
4 申請道路	ア 申請時 地名地番								
	イ 指定時 地名地番								
	ウ 申請時 幅員 (道路敷幅員)	() m	() m	() m					
	エ 指定時 幅員 (道路敷幅員)	() m	() m	() m					
	オ 申請時 延長	m	m	m	キ 総延長	5 用途地域 その他			
	カ 指定時 延長	m	m	m	m				
6 申請道路が 接する道路 の状況	ア 道路の種別	・国道 ・県道 ・市道 ・私道 ・法第42条第1項第 号 ・法第42条第2項				イ 幅員	m		
7 道路築造の 予定年月日	着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日	8 道路を含む関係 土地の面積			m ²				
9 変更・廃止しようとする道路の位置の指 定番号及び年月日		第 号			年 月 日				
10 変更・廃止の理由									
11 備考									

様式第10号（第11条関係）

道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）区域内の権利者及び管理者の一覧

1 権利者の一覧

物件の 種 別	所在・地番	地目	権利の 種 類	権利者の氏名	摘要	承諾書との 対 照 番 号

- (注) 1 権利者とは、指定を受けようとする道の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者をいいます。
2 申請者が権利者である場合は、申請者も含めて記入してください。
3 物件の種別の欄は、土地、建物等の別を記入してください。
4 地目の欄は、田、畑、宅地、山林等の別を記入してください。
5 権利の種類欄は、所有権、地上権、抵当権等の別を記入してください。
6 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

2 管理者の一覧

管理者の氏名	管理する道の地名地番、区間等	承諾書との対照番号

- (注) 1 管理者とは、指定を受けようとする道を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者をいいます。
2 申請者が管理者である場合は、申請者も含めて記入してください。

様式第 1 1 号の 1（第 1 1 条関係）

権利者の承諾書

年 月 日

築造主住所
氏名 様

権利者住所
氏名 印

あなたが建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定（指定の変更・指定の廃止）の申請を行うことについて、承諾します。

物件の種別	所在・地番	地 目	権利の種類	摘 要	一覧との 対照番号

(注) 1 権利者の印鑑登録証明書を添付してください。
2 物件の種別の欄は、土地、建物等の別を記入してください。
3 地目の欄は、田、畑、宅地、山林等の別を記入してください。
4 権利の種類は、所有権、地上権、抵当権等の別を記入してください。
5 同一物件に権利者が 2 人以上いる場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

管理者の承諾書

年 月 日				
築造主住所 氏名 様				
管理者住所 氏名 印				
あなたが建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定（指定の変更・指定の廃止）の申請を行うことについて、承諾します。 なお、あなたが申請を行う道が新見市長から道路の位置の指定（指定の変更）を受けた場合は、指定（指定の変更）を受けたときの道路の形状及び構造を維持し、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 4 4 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように適切に管理します。 また、道路の位置の指定（指定の変更）を受けた後に、管理者を変更しようとするときは、新たな管理者に対し本書の内容を十分に説明し、当該道路の管理を承継したことが分かる書面を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有することとします。				
1 申請に係る道	(1) 地名地番			
	(2) 幅員（道路敷幅員）	(m m)	(m m)	(m m)
	(3) 延長	m	m	m
	(4) 総延長	m		
2 管理する道の地名地番、区間等			一覧との 対照番号	

（注）管理者の印鑑登録証明書を添付してください。

追加調査

(1)

法第43条第2項第1号関係				
1 申請に係る道	ア 道の種別	省令第10条の3 第1項第1号に 適合	道の種別	幅員 m
		省令第10条の3 第1項第2号に 適合	道の種別	
	イ 地名地番			
	ウ 幅員(道路 敷幅員)	(m m)	(m m)	(m m)
	エ 延長	m	m	m
	オ 総延長	m		
2 申請に係る道が接 続する道路の状況	ア 道路の種別	・国道 ・県道 ・市道 ・私道 ・その他()		
		・法第42条第1項第(1・2・3・4・5)号 ・法第42条第2項		
	イ 幅員	m		

(注) 1 1のイの欄からオの欄までは、1のアの欄が省令第10条の3第1項第2号に適合する場合に記入してください。

2 2のアの欄は、該当する項目を○で囲んでください。

(2)

法第44条第1項第3号関係					
		計画部分	既存部分	合計	
1	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	(道路内面積)	()m ²	()m ²	() m ²	
2	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	(道路内面積)	()m ²	()m ²	() m ²	
3	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	(道路内面積)	()m ²	()m ²	() m ²	
4	建築物の高さ	最高	m	5 建蔽率	%
		軒高	m	6 容積率	%
7 立体道路の概要					
ア 立体道路に係る建築物等の名称					
イ 道路の種類等		国道・県道・市道(路線名：)・幅員： m) 自動車道のみの交通の用に供する道路・特定高架道路等			
ウ	関連法の 指定等	道路法	道路立体的区域の決定 (年 月 決定・予定)		
		都市計画法	道路保全立体区域の指定(年 月 決定・予定)		
エ	道路に対 する建築 物の形態	位置	上空・路面下		
		構造	道路分離構造・道路一体構造(道路一体建築物に関する協定 (年 月 締結・予定・無))		
オ 重複利用区域面積		m			
カ その他必要な事項					

(3)

法第55条第2項、第3項各号関係			
1 空地面積	m ²	2 空地面積の敷地面積に対する割合	%

(4)

法第57条第1項関係				
高架の 工作物の 概要	1 所有者住所氏名	電話() —		
	2 工作物の用途		3 工事種別	新設・既設・その他
	4 構造		5 最高の高さ	m
	6 その他必要な事項			

(5)

法第68条の3第1項、第2項、第3項関係			
敷地関係	1	地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域面積	m ²
	2	地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域面積	m ²
	3	指定容積率	%
		地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最高限度	%
	4	指定建蔽率	%
		地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建蔽率の最高限度	%
	5	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内における建築物の高さの限度	m
		地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建築物の高さの最高限度	m

(6)

法第68条の3第4項関係				
1	地区計画又は沿道地区計画の区域のうち 再開発等促進区又は 沿道再開発等促進区 の区域面積	m ²	2 指定容積率	%
3	地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域面積	m ²	4 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最高限度	%

(7)

法第68条の4、法第68条の5の5第1項、第2項関係		
敷地関係	1 地区計画等区域面積	m ²
	2 地区整備計画等区域面積	m ²
	3 指定容積率	%
	4 地区整備計画等で定められている区域の特性に応じた容積率の最高限度	%
	5 地区整備計画等で定められている区域内の公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度	%
	6 地区整備計画等で定められている区域の壁面の位置の制限	m
	7 地区整備計画等で定められている区域の壁面後退区域における工作物の設置制限	
	8 地区整備計画等で定められている区域の建築物の高さの最高限度	m
	9 地区整備計画等で定められている区域の建築物の容積率の最高限度	%
	10 地区整備計画等で定められている区域の建築物の敷地面積の最低限度	m ²

(8)

法第68条の5の3第2項関係			
1	地区計画又は沿道地区計画の区域面積	m ²	2 指定容積率 %
3	地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域面積	m ²	4 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最高限度 %
5	地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最低限度	%	6 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建蔽率の最高限度 %
7	地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建築面積の最低限度	m ²	8 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている壁面の位置の制限 %

(9)

法第68条の5の6関係		
敷地関係	1 地区計画等区域面積	m ²
	2 地区整備計画等区域面積	m ²
	3 指定建蔽率	%
	4 地区整備計画等で定められている区域の地区施設等の区域面積	m ²
	5 地区整備計画等で定められている区域の壁面の位置の制限	m

(10)

政令第131条の2第2項、第3項関係		
1 計画道路の名称		
2 計画道路の幅員	m	

様式第13号その(1) (第13条関係)

認 定 申 請 書

新見市建築基準法施行条例第2条第2項ただし書・第3条第2項第3号の規定による認定を受けたいので申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。							
年 月 日							
新見市長 様							
申請者 住 所 氏 名 ㊟							
1 建築主	住 所						
	氏 名		電 話	()	—		
2 申請代理者	住 所						
	氏 名		電 話	()	—		
3 敷地の地名地番							
4 建築物の概要	区 分	用 途	構 造	階数	敷地面積	建築面積	延べ面積
	申請部分				m ²	m ²	m ²
	申請以外の部分				m ²	m ²	m ²
	合 計				m ²	m ²	m ²
5 工事種別	・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替						
6 工事着手予定日	年	月	日	7 工事完了予定日	年	月	日
8 災害防止措置基準の該当条項							
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		※ 認 定 番 号 欄		備 考		
			年 月 日 第 号				

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 5の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第13号その(2)(第13条関係)

認 定 通 知 書

										第	号				
										年	月	日			
申請者 住 所															
氏 名															
様															
新見市長															
印															
年 月 日付けの認定申請については、新見市建築基準法等に関する施行規則第13条第5項の規定により認定したので通知します。															
1 建 築 主		住 所													
		氏 名					電 話		()		—				
2 申 請 代理者		住 所													
		氏 名					電 話		()		—				
3 敷地の地名地番															
4 建築物の概要		区 分		用 途		構 造		階数		敷地面積		建築面積		延べ面積	
		申請部分								m ²		m ²		m ²	
		申請以外の部分								m ²		m ²		m ²	
		合 計								m ²		m ²		m ²	
5 工事種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替													
6 工事着手予定日		年		月		日		7 工事完了予定日		年		月		日	
8 災害防止措置基準の該当条項															
9 備 考															

様式第14号その(1) (第13条関係)

認 定 申 請 書

新見市建築基準法施行条例第4条ただし書、第5条ただし書、第8条第1項ただし書、第8条第2項ただし書、第8条第3項ただし書、第9条第1項ただし書、第9条第2項ただし書、第11条第1項の規定による認定を受けたいので申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。									
年 月 日									
新見市長 様									
申請者 住 所 氏 名 ㊟									
1 建築主	住 所								
	氏 名					電 話	()	—	
2 申請代理者	住 所								
	氏 名					電 話	()	—	
3 敷地の地名地番									
4 建築物の概要	区 分	用 途	構 造	階数	敷地面積	建築面積	延べ面積		
	申請部分				m ²	m ²	m ²		
	申請以外の部分				m ²	m ²	m ²		
	合 計				m ²	m ²	m ²		
5 工事種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替							
6 工事着手予定日		年 月 日			7 工事完了予定日		年 月 日		
8 その他必要な事項									
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄			※ 認 定 番 号 欄		備 考		
					年 月 日 第 号				

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 5の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第14号その(2) (第13条関係)

認 定 通 知 書

第 年 月 日									
申請者 住 所 氏 名 様									
新見市長 印									
年 月 日付けの建築認定申請については、新見市建築基準法施行条例第4条ただし書、第5条ただし書、第8条第1項ただし書、第8条第2項ただし書、第8条第3項ただし書、第9条第1項ただし書、第9条第2項ただし書、第11条第1項の規定により認定したので通知します。									
1 建築主	住 所								
	氏 名					電 話	() —		
2 申請代理者	住 所								
	氏 名					電 話	() —		
3 敷地の地名地番									
4 建築物の概要	区 分	用 途	構 造	階数	敷地面積	建築面積	延べ面積		
	申請部分				m ²	m ²	m ²		
	申請以外の部分				m ²	m ²	m ²		
	合 計				m ²	m ²	m ²		
5 工事種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替							
6 工事着手予定日		年 月 日			7 工事完了予定日		年 月 日		
8 その他必要な事項									
9 備 考									

様式第 1 5 号その（1）（第 1 5 条関係）
建築協定認可(変更認可)申請書

建築基準法第 7 0 条第 1 項（第 7 4 条第 1 項・第 7 6 条の 3 第 2 項）の規定による認可を受けたいので申請します。				
この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。				
年 月 日				
新見市長 様				
申請者 住 所				
氏 名 ㊟				
1	代表者住所氏名			
協定区域の位置	2 地 名 地 番			
	3 用 途 地 域		5 その他の地域・地区	
	4 防 火 地 域	防火・準防火・指定なし		
6	協定区域の面積			
7	協 定 者 数	名		
8	有 効 期 間			
9	協 定 の 目 的			
1 0	協 定 内 容			
※ 受 付 欄				

（注） ※印欄は、記入しないでください。

様式第15号その(2) (第15条関係)

建築協定認可(変更認可)通知書

建築基準法第70条第1項(第74条第1項・第76条の3第2項)の規定による認可をしたので、 通知します。				
認可番号 第 号				
年 月 日				
新見市長				印
1	代表者住所氏名			
協定区域の位置	2 地名地番			
	3 用途地域		5 その他の地域・地区	
	4 防火地域	防火・準防火・指定なし		
6	協定区域の面積			
7	協 定 者 数	名		
8	有 効 期 間			
9	廃 止 の 目 的			
10	協 定 内 容			

様式第16号その(1) (第16条関係)

建 築 協 定 廃 止 認 可 申 請 書

建築基準法第76条第1項の規定による廃止認可を受けたいので申請します。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 新見市長 様 申請者 住 所 氏 名 ㊟				
1	代表者住所氏名			
協定区域の位置	2 地 名 地 番			
	3 用 途 地 域		5 その他の地域・地区	
	4 防 火 地 域	防火・準防火・指定なし		
6	協定区域の面積			
7	協 定 者 数	認 可 当 時 名	現 在 名	
8	有 効 期 間			
9	廃 止 の 目 的			
10	協 定 内 容			
※ 受 付 欄				

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第16号その(2) (第16条関係)

建築協定廃止認可通知書

建築基準法第76条第1項の規定による認可をしたので、通知します。

廃止認可番号 第 号

廃止認可年月日 年 月 日

新見市長



1	協定区域の名称					
2	協定区域の面積	宅 地	道 路	その他	合 計	区画
		m ²	m ²	m ²	m ²	
3	建築物に関する協定事項	建築物の（敷地・位置・構造・用途 形態・意匠・構造設備）に関する基準				
4	土地の所有者等 の 人 数	土 地 の 所有者	建築物の所有を 目的とする		法 第 7 7 条 の 規 定 に よ る 建 築 物 の 借 主	合 計
			地上権を 有する者	賃借権を 有する者		
		人	人	人	人	人
5	用 途 地 域					
6	防 火 地 域	準防火 ・ 指定なし				
7	地 名 ・ 地 番					
8	廃 止 理 由					
9	備 考					

様式第17号(第17条、第18条関係)

所有権又は借地権を有する者の一覧

所 在 ・ 地 番	面 積 (㎡)	権 利 の 種 類	権利者の氏名	摘 要	同意書(合 意書)との 対 照 番 号
関係権利者の総数	人				
所有権者の総数	人				
借地権者の総数	人				

- (注) 1 申請者が権利者である場合は、申請者も含めて記入してください。
2 権利の種類は、所有権又は借地権の別を記入してください。
3 土地に権利者が2人以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

様式第18号（第17条関係）

同 意 書

年 月 日					
申請者 住所 氏 名 様					
権利者 住所 氏 名 印					
あなたが建築基準法第86条第1項又は第2項（第86条第3項又は第4項、第86条の2第2項）の規定により一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定（許可）の申請を行うことについて、同意します。					
所 在 ・ 地 番	地 目	面 積 (㎡)	権 利 の 種 類	摘 要	一 覧 と の 対 照 番 号

（注） 1 権利の種類欄は、所有権又は借地権の別を記入してください。
2 同意者の印鑑証明書を添付してください。

様式第19号(第17条関係)

措 置 書

建築基準法第86条の2第1項(第86条の2第3項)の規定による認定(許可)申請に係る建築物の計画に関する説明のために、土地について所有権又は借地権を有する者に対して次の措置を講じました。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 印			
1 権 利 者 住 所 氏 名			
2 権 利 の 種 類		一 覧 と の 対 象 番 号	
3 措 置 概 要	ア 説 明 場 所		
	イ 説 明 年 月 日	年 月 日	
	ウ 説 明 時 間	時 分 ~ 時 分	
	エ 説 明 内 容		
4 そ の 他 特 記 事 項			

様式第20号(第18条関係)

合 意 書

建築基準法第86条の5第2項(第86条の5第3項)の規定により一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定(許可)の取消しの申請を行うことについて、次のとおり合意しました。 年 月 日			
申請者又は権利者の氏名	権利の種類	摘要	一覧との対照番号
申請者 印			
権利者 印			
印			
印			
印			
印			
印			
印			
印			
印			

(注) 1 権利の種類欄は、所有権又は借地権の別を記入してください。
2 合意者の印鑑証明書を添付してください。

様式第21号(第32条関係)

追 加 説 明 書

建築主事 様		年 月 日
申請者		㊞
建築基準法第18条の3及び確認審査等に関する指針(平成19年6月20日国土交通省告示第835号)第1第5項第三号ロ又は第3第4項第三号の規定により、下記のとおり追加説明を行います。		
記		
1 物件名称		
2 建築場所		
3 追加説明書を作成した者の氏名		
4 追加説明が求められた手続き	・ 確認審査 ・ 完了検査	
5 追加説明		
(1) 指摘事項	(2) 対応・報告内容	

- (注意)
- 1 確認審査又は完了検査において追加説明を求められた場合は必ずこの書面に必要な図書を添えて提出してください。
 - 2 (1)には追加説明を求められた指摘事項の項目ごとに箇条書きしてください。
 - 3 (2)には(1)の項目ごとに対応方法、追加で提出した図書の名称等を記入してください。

様式第22号(第32条関係)

軽微な変更説明書

下記について直前の(確認・中間検査)を受けた日以降に省令第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、当該変更の内容を下記のとおり説明します。

記

1 物件名称			
2 確認番号等	年	月	日 第 号
3 変更内容			
(1) 軽微な変更の内容		(2) 変更内容を明示した添付図書	

(注意)

- 完了検査申請書第四面又は中間検査申請書第三面に軽微な変更内容が書かれた場合は必ずこの書面及び該当する図面等の図書を当該申請書に添えて提出してください。
- (1)には軽微な変更の内容を項目ごとに箇条書きしてください。
- (2)には(1)の変更内容の項目ごとに図面の名称を記入してください。

様式第23号（第13条関係）

敷地等と道路との関係における特例認定に係る道に関する
権利者及び管理者の一覧

1 権利者の一覧

物件の 種 別	所在・地番	地目	権利の 種 類	権利者の氏名	摘要	承諾書との 対 照 番 号

- (注) 1 権利者とは、敷地等と道路との関係における特例認定に係る道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者をいいます。
2 申請者が権利者である場合は、申請者も含めて記入してください。
3 物件の種別の欄は、土地、建物等の別を記入してください。
4 地目の欄は、田、畑、宅地、山林等の別を記入してください。
5 権利の種類欄は、所有権、地上権、抵当権等の別を記入してください。
6 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

2 管理者の一覧

管理者の氏名	管理する道の地名地番、区間等	承諾書との対照番号

- (注) 1 管理者とは、敷地等と道路との関係における特例認定に係る道を建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第1項第2号及び同条第2項において準用する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項に規定する基準に適合するように管理する者をいいます。
2 申請者が管理者である場合は、申請者も含めて記入してください。

様式第24号の1 (第13条関係)

権利者の承諾書

[illegible]

- (注) 1 権利者の印鑑登録証明書を添付してください。
2 物件の種別の欄は、土地、建物等の別を記入してください。
3 地目の欄は、田、畑、宅地、山林等の別を記入してください。
4 権利の種類の欄は、所有権、地上権、抵当権等の別を記入してください。
5 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

管理者の承諾書

年 月 日				
申請者住所 氏名 様				
管理者住所 氏名 印				
あなたその他の関係者が、あなたが申請を行う建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第1号の規定による認定に係る道を将来にわたって通行することについて、承諾します。 なお、あなたが申請を行う建築物が岡山県知事から認定を受けた場合は、認定に係る道の形状及び構造を維持し、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第1項第2号及び同条第2項において準用する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項に規定する基準に適合するように適切に管理します。 また、認定を受けた後に、管理者を変更しようとするときは、新たな管理者に対し本書の内容を十分に説明し、当該道の管理を承継したことが分かる書面を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有することとします。				
1 認定に係る道	(1) 地名地番			
	(2) 幅員（道路敷幅員）	(m m)	(m m)	(m m)
	(3) 延長	m	m	m
	(4) 総延長	m		
2 管理する道の地名地番、区間等			一覧との 対照番号	

(注) 管理者の印鑑登録証明書を添付してください。

様式第 1 号（第 3 条関係、第 1 2 条関係）
様式第 1 号の 2（第 3 条関係、第 1 2 条関係）
様式第 2 号（第 3 条、第 1 3 条関係）
様式第 2 号の 2（第 3 条関係）
様式第 3 号（第 3 条関係）
様式第 4 号（第 5 条関係）
様式第 5 号（第 6 条関係）
様式第 6 号（第 6 条関係）
様式第 7 号（第 7 条関係）
様式第 8 号（第 1 0 条関係）
様式第 9 号その（1）（第 1 1 条関係）
様式第 9 号その（2）（第 1 1 条関係）
様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）
様式第 1 1 号の 1（第 1 1 条関係）
様式第 1 1 号の 2（第 1 1 条関係）
様式第 1 2 号（第 1 2 条、第 1 3 条関係）
様式第 1 3 号その（1）（第 1 3 条関係）
様式第 1 3 号その（2）（第 1 3 条関係）
様式第 1 4 号その（1）（第 1 3 条関係）
様式第 1 4 号その（2）（第 1 3 条関係）
様式第 1 5 号その（1）（第 1 5 条関係）
様式第 1 5 号その（2）（第 1 5 条関係）
様式第 1 6 号その（1）（第 1 6 条関係）
様式第 1 6 号その（2）（第 1 6 条関係）
様式第 1 7 号（第 1 7 条、第 1 8 条関係）
様式第 1 8 号（第 1 7 条関係）
様式第 1 9 号（第 1 7 条関係）
様式第 2 0 号（第 1 8 条関係）
様式第 2 1 号（第 3 2 条関係）
様式第 2 2 号（第 3 2 条関係）
様式第 2 3 号（第 1 3 条関係）
様式第 2 4 号の 1（第 1 3 条関係）
様式第 2 4 号の 2（第 1 3 条関係）